

# 町税の減免及び納付の猶予制度のご案内

## 国民健康保険税の減免制度

所得が一定以下の世帯については税負担を軽くするため、国民健康保険税の均等割と平等割が次のとおり減額されます。(ただし、未申告世帯を除く)

### ●減額の対象となる前年中の所得の要件

世帯の被保険者の前年中の所得合計金額(※注)が次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、所得に応じて均等割と平等割が減額されます。(令和3年4月1日から、保険税軽減基準額の算定方法が変更されました。)

### ■保険税軽減基準額

判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額が

- (1) 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合 → **7割減額**
- (2) 43万円 + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合 → **5割減額**
- (3) 43万円 + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合 → **2割減額**

(※注) 減額を受けられるかを判定する所得は「所得割額」を算出する際の所得(課税標準額)とは異なり、次のとおりです。

- ①65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の年金所得者については、年金所得から15万円(年金所得が15万円未満の場合は全額)が控除されます。
- ②土地・家屋等の譲渡所得については特別控除を差し引く前の金額で計算します。
- ③事業所得については専従者控除(専従者給与)を差し引く前の金額で計算します。(専従者本人の給与所得としてはみなされません。)

☎ 税務課 ☎0967-62-1123

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ減免や納付を猶予する制度

### ●国民健康保険税の減免

対象

- 令和4年3月31日までに納付期限とする国民健康保険税
  - 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
  - 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する場合
    - ①事業収入等の減少額が前年の当該事業収入の10分の3以上であること(減少額は保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額)
    - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
    - ③減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得の合計額が、400万円以下であること
- ※納付が困難になった場合は、猶予される場合があるのでご相談ください。

### ●町税の納付が困難な場合の猶予制度

町県民税、固定資産税、軽自動車税や国民健康保険税などの町税の納付について、次の項目に該当する場合やその他の理由により、一時的に納付することが困難なときは、法令の規定に基づき納付の猶予を受けられる場合があります。

- 納税義務者本人や家族が病気にかかった場合
- 事業を廃止、または休止した場合
- 事業に著しい損失を受けた場合
- 災害を受けた、盗難にあった場合

※納付の猶予などの相談や申請は、納期限前に税務課収納係までご連絡ください。



## 成人歯周病検診のご案内

歯周病は糖尿病や肺炎、動脈硬化など全身の病気の発症や悪化に大きく関係しています。生涯にわたって毎日をいきいきと健康で過ごすことができるように、成人歯周病健診を実施します。

ぜひこの機会に歯科健診を受け、お口のケアから健康づくりを始めましょう!!

- 健診期間：令和3年7月1日(木)～令和4年2月28日(月)
- 健診料金：500円(健診費用5,300円のうち4,800円を助成)
- 対象者：令和4年3月31日までに以下の年齢に到達する方

40歳	昭和56年4月1日～昭和57年3月31日生まれの方
50歳	昭和46年4月1日～昭和47年3月31日生まれの方
60歳	昭和36年4月1日～昭和37年3月31日生まれの方
70歳	昭和26年4月1日～昭和27年3月31日生まれの方

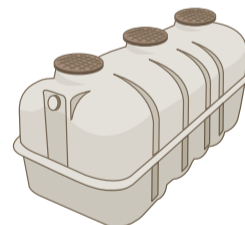
- 持参いただくもの：受診票、健康保険証
- 受診方法：下記の町内歯科医院に電話予約の上、受診してください。

医療機関	☎	診療時間	休診日
片山歯科医院	0967-62-1971	9:00～13:00 14:30～18:30	木・土 午後 日・祝祭日
みもり歯科医院	0967-62-2005	9:00～12:30 14:30～17:30	木・土 午後 日・祝祭日

歯周病健診を受診すると、健康ポイント40ポイントget!!  
熊本健康アプリの登録もこの機会にぜひご活用よろしくお願います。

## 浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は、汚水中の汚物を食べる微生物の働きを利用して、汚水を浄化する施設です。適切な維持・管理を行い浄化槽の中の微生物が十分に力を発揮できる環境を維持する必要があります。



浄化槽管理(設置)者の皆様には、浄化槽法で定められた次の3つの義務があります。

- ①保守点検：浄化槽の機能を保つための点検、調整、修理や消毒剤の補給
- ②清掃：浄化槽内にたまった汚泥等の引き抜きや機器類の洗浄
- ③法定検査：浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかの確認

法定検査は熊本県が指定した検査機関(熊本県浄化槽協会)が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査(浄化槽設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3カ月から8カ月の間に1回
11条検査(定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回

☎ 建設課住宅係 ☎62-2912  
公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096-284-3355